

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
11月17日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二
- 山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(流通企画室).....二
- 解除予定保安林(岩国市)(森林整備課).....三
- 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(運転免許課).....三
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三
- 県管長門地区中山間地域総合整備事業(湯町換地区)の換地処分(農村整備課).....三
- 教委告示
- 山口県指定有形文化財の指定.....四
- 公安委公告
- 一般競争入札の実施.....四
- 雑報
- 萩有料道路に係る料金の徴収期間の変更.....五

山口県告示第四百二十五号



生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十一月十七日

名 医	療 所	機 関	地 所	廃 止 年 月 日
			山口県知事	二井 関 成
				平成二、六、三〇
松本整形外科医院			周南市新町一丁目四	
梶井歯科医院			宇部市居能町二丁目一〇番三三三	九、一八
なごみ歯科クリニック			防府市大字植松五五九の一	八、三一

山口県告示第四百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十七日

名 医	療 所	機 関	地 所	指 定 年 月 日
			山口県知事	二井 関 成
				平成二、九、一八
梶井歯科医院			宇部市居能町二丁目九番三三三	
なごみ歯科クリニック			防府市大字植松五五九の一	
りえ歯科医院			車塚町九番三四号	一〇、

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
株式会社スタツ	宇部市東新川町一番三三三	SE訪問看護ステーション太陽	宇部市東新川町一番三三三	平成二、九、一
株式会社スタツ	宇部市東新川町一番三三三	さきがけ訪問看護ステーション	山口市鑄銭司五九六四の一	
医療法人相川医	山口市鑄銭司五九六四の一			

山口県告示第四百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称 相清福祉会	住所又は主たる事務所の所在地 山口市鏑銭司 二二六-一の三	居宅介護事業所 名称 さきがけ訪問看護ステーション	事業所所在地 山口市鏑銭司 二二六-一の三	事業の種類 訪問看護	廃止年月日 平成二〇、八、三十一
----------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	---------------	---------------------

介護予防事業者 氏名又は名称 社会福祉法人相清福祉会	住所又は主たる事務所の所在地 山口市鏑銭司 二二六-一の三	介護予防事業所 名称 さきがけ訪問看護ステーション	事業所所在地 山口市鏑銭司 二二六-一の三	事業の種類 介護予防訪問看護	廃止年月日 平成二〇、八、三十一
----------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-------------------	---------------------

山口県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称 株式会社タツファイル	住所又は主たる事務所の所在地 宇部市東新川町一番三三三号	居宅介護事業所 名称 SE訪問看護ステーション	事業所所在地 宇部市東新川町一番三三三号	事業の種類 訪問看護	指定年月日 平成二一、九、一
萩市	萩市大字江向五〇	大島公民館	萩市大島一〇	通所介護	平成二一、四、二
社会福祉法人ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二号	デイサービスセンターひかり苑	光市大字三井一〇四六の一	"	平成二一、〇、〇
社会福祉法人阿武福祉会	阿武郡阿武町大字木与三九五	小地域サービスマニエール	阿武郡阿武町大字福田下一五	"	平成二一、六、八

株式会社周南調剤	下松市瑞穂町二丁目二〇番一〇号	小規模多機能型居宅介護つどい	下松市大字山田二五六	小規模多機能型居宅介護	平成二一、二、〇
----------	-----------------	----------------	------------	-------------	----------

山口県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称 株式会社タツファイル	住所又は主たる事務所の所在地 宇部市東新川町一番三三三号	介護予防事業所 名称 SE訪問看護ステーション	事業所所在地 宇部市東新川町一番三三三号	事業の種類 介護予防訪問看護	指定年月日 平成二一、九、一
萩市	萩市大字江向五〇	大島公民館	萩市大島一〇	介護予防通所介護	平成二一、四、〇
社会福祉法人ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二号	デイサービスセンターひかり苑	光市大字三井一〇四六の一	"	平成二一、〇、〇
社会福祉法人阿武福祉会	阿武郡阿武町大字木与三九五	小地域サービスマニエール	阿武郡阿武町大字福田下一五	"	平成二一、六、八
周防大島町	大島郡周防大島町大字小松二二六	周防大島町立東和病院	大島郡周防大島町大字西方五七一	介護予防通所介護	平成二一、五、〇

山口県告示第四百三十号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第二号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協厚狭共同販売所	山陽小野田市大字郡五五六五	平成二一、八、三一

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目の部	廃止年月日
水卸第二号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協厚狭共同販売所	山陽小野田市大字郡五五六五	水産物	平成二一、八、三一

山口県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
岩国市錦町広瀬字沼田原二六七五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百三十二号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十一年山口県告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ＩＣカード化運転免許証追記端末装置」を「ＩＣカード化運転免許証追記端末装置 ＩＣカード化運転免許証用ＩＣカード」に改める。



（三五二）特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 芸術・文化若い芽を育てる会
代表者の氏名 水内 知子
主たる事務所の所在地 下関市長府安養寺四丁目三番二八号
- 三 定款に記載された目的
芸術・文化を担う若人に対して、あらゆる角度からの確にサポートするとともに、様々な文化活動を主催及び後援することによって、芸術・文化の振興を図り、もって国際文化交流を推進すること。

（三五三）県営長門地区中山間地域総合整備事業（湯町換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る湯町換地区の換地処分を次のとおり

行いました。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成二十一年十一月九日
- 二 換地処分の内容
県営長門地区中山間地域総合整備事業(湯町換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり



山口県教育委員会告示第四号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十一年十一月十七日

山口県教育委員会

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
吉田松陰関係資料(吉田家伝来)	七五四点	山口市後河原一五〇の一 山口県文書館	山口県



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年十一月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の購入
 - 物品等の名称
ICカード化運転免許証用ICカード
 - 物品等の予定数量
七万五千六百枚
 - 物品等の特質等
 - (二) 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期間
 - (四) 平成二十一年十二月十四日から平成二十二年三月三十一日までの間
 - (五) 納入場所
山口県総合交通センター及び山口県下関警察署
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
 - 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、警察用品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
 - 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。
 - 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部運転免許課

(三) 受領期限

平成二十二年十二月三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年十二月四日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階会議室

(二) 日時

平成二十二年十二月四日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇内線二三三)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: IC cards for IC drivers' licenses, 75,600 sheets
- (3) Delivery period: From December 14, 2009 to March 31, 2010
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center and Yamaguchi Prefectural Shimonoseki Police Station
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 3, 2009 (In case of bringing a tender : 10:00 A.M., December 4, 2009)



秋有料道路に係る料金の徴収期間の変更

秋有料道路に係る料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告します。

平成二十一年十一月十七日

山口県道路公社

理事長 嶋岡 正三

料金の徴収期間

供用開始の日から平成二十二年二月十六日まで

平成二十一年十一月十七日
発行

発行人

山口県知事